

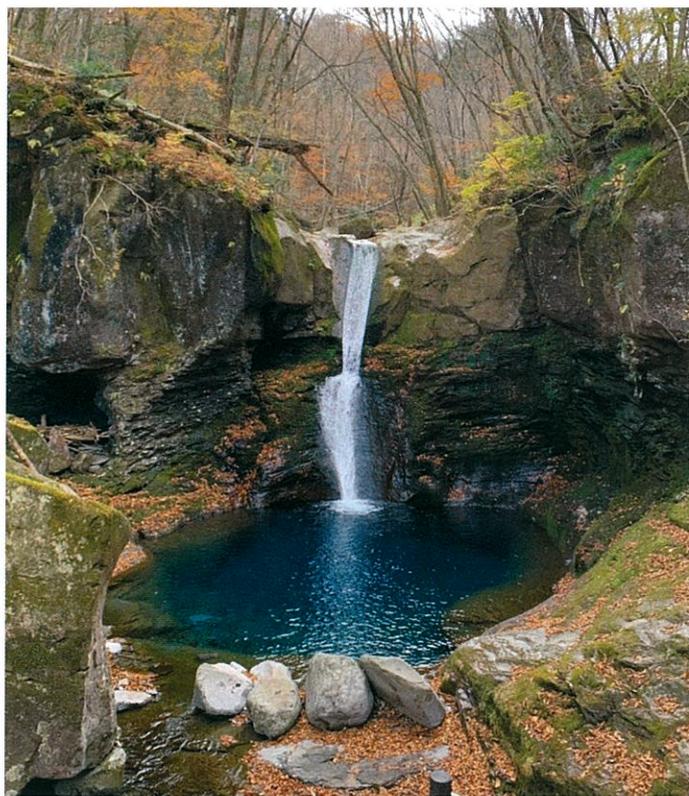
地主・経営者のための  
情報マガジン

10  
October

# Agri Times

あぐりタイムズ / 2023 vol.219

## いよいよインボイス制度が 始まります!



営業職に役立つ!

ゴルフの  
心髄

## 相続税の税務調査

慌てないために  
押さえておきたい基礎知識

“FMヨコハマ” “NACK5”  
“JNN NEWS”  
“千葉テレビ”で  
CM放送中

ラ・ラ・ラ  
ランドマーク♪



# いよいよインボイス制度が始まります!

今回は初岡が  
お伝えします!



いよいよ今年10月1日から適格請求書(インボイス)制度が始まります。インボイス発行事業者(以下、発行事業者ともいう)となるための登録受付が一昨年10月に開始され、対応できる請求書・会計システム等の検討や取引先との相談等の準備が必要となっています。

現在、免税事業者の方(保険代理店の外務員・フードデリバリー・個人タクシー・web制作その他諸々の小規模事業を含む)は、取引先との関係から、敢えて課税事業者を選択する事例が増えるだろうと言われています。インボイス制度の概要と経理での注意点を見てみましょう。

## 1 適格請求書(インボイス)のおさらい

### 1 適格請求書(インボイス)とは?

「売手が買手に対して正確に適用税率ごとの消費税額等を伝える為の手段」であり、登録番号等、一定の事項の記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を言います(名称・様式は不問)。

### 2 登録の手続き(申請は任意)

#### ①原則

制度開始の令和5年10月1日から登録を受ける為には、原則として令和5年3月31日まで(困難な事情がある場合は令和5年9月30日まで。令和5年改正により事情は不問)に申請する必要があります。

#### ②経過措置

当初、免税事業者は令和5年10月1日の属する課税期間だけ、**課税期間の途中でも登録日から課税事業者となる**とされましたが、改正でその期間は令和11年9月30日の属する課税期間まで延長されました。

(注)この措置を受けた者は、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までは、登録取消届出書を提出しても、免税事業者に戻ることができません(2年縛り)。ただし、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合はこの2年縛りはありません。

#### ③簡易課税選択の期限の経過措置

②の措置を受ける際、簡易課税を合わせて選択する場合は、その課税事業者となった課税期間の**末日までに**、その年度分から簡易課税を適用する旨の簡易課税制度選択届出書を提出すれば、「**課税事業者となった日**」から簡易課税が適用できます。

課税事業者は、簡易課税制度を採用した方が自社にとって有利なのか否かを検討し、有利であれば期限までに選択届出書を提出します。

## 2 令和5年度税制改正の影響

### 1 適格請求書等保存方式に係る登録手続きの見直し

改正前も「困難な事情」があれば4月以降の申請も可能でしたが今回の改正で「困難な事情」を記載しなくて良いということになりました。事実上の無条件での申請期限の延長です。

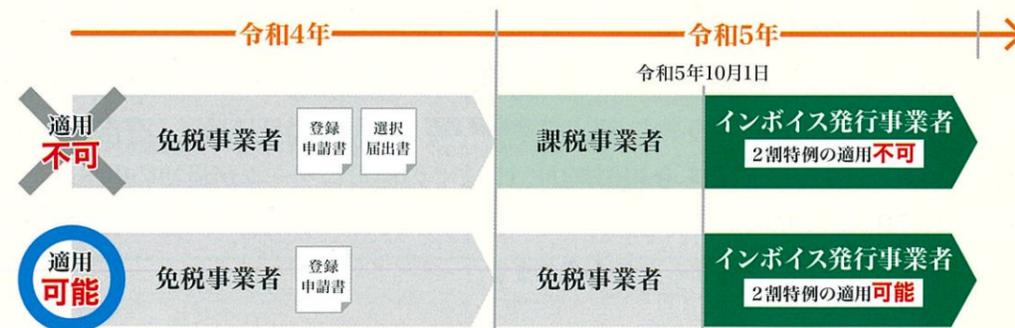
しかし申請後は最短でも2週間は適格請求書発行事業者の登録番号(以下「事業者登録番号」)の取得に時間を要します。直前の申請では10月から事業者登録番号を利用できませんので余裕をもって申請しましょう。

### 2 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置

免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する緩和措置が3年間(令和5年10月1日～令和8年9月30日)設けられます。免税事業者が課税事業者成りしたケースであるため、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者が対象とされます。また、簡易課税を選択していても、申告のタイミングにおいて簡易課税を適用したほうがよいのか、それともこの特例を適用したほうがよいのか、有利不利を判定して申告できることとされています。

※上記の措置は、課税期間の特例(消費税課税期間特例選択届出書の提出により、課税期間を一月または三月に短縮している課税期間(届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間を含む))の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については適用されません。

(例:令和4年12月に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった個人事業者)



「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した事業者の方で、消費税課税事業者選択届出書の提出により令和5年10月1日を含む課税期間から課税事業者となる事業者については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、消費税課税事業者選択届出書の効力を失わせる措置が設けられています。

これにより、上記の例の場合、令和5年12月31日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することで、令和5年1月から9月分の納税義務が免除されることになり、令和5年10月1日からインボイス発行事業者(課税事業者)となりますので、2割特例を適用することができるようになります。

### ◎インボイス発行事業者が2割減の適用を受けるには

インボイス発行事業者が適用を受けようとする場合には、消費税の確定申告書にその旨を付記する必要があります。また、適用を受けたインボイス発行事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した時は、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

### ③ 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間の国内における課税仕入れについて、課税仕入れに対する支払対価の額が税込1万円未満の課税仕入れについてはインボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とするという経過措置です。

事務負担の軽減ということから、税込1万円未満の課税仕入れについてインボイスに基づき判断する必要が無いということになります。つまり税込1万円未満の場合は、免税事業者からの課税仕入れについても全額仕入税額控除を認めていると解されます。

## 3 期中にインボイス発行事業者になる免税事業者の経理は注意が必要です

これまで免税事業者であっても、取引環境を鑑みて、インボイス(適格請求書)発行事業者としての登録を受けることを選択した方も多いかと思われます。登録を受けると消費税の課税事業者となり、消費税申告の義務が発生し、それに伴い日常の会計記帳の方法も変わってくるので注意が必要です。

### ① 課税区分コードの管理(追加)

新たに令和5年10月1日から登録事業者となった場合、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税申告が必要となります。個人事業者の場合は同年10月1日から12月31日まで、3月決算法人の場合は同10月1日から令和6年3月31日までの消費税データが最初の申告に必要となります。10月1日以降は課税売上高を記録していきますが、9月30日以前の同種の取引と区別する為、違う課税区分コードで管理する必要があります。

### ② 消費税経理処理の決定(棚卸資産の調整)

インボイス発行事業者の登録日である令和5年10月1日が属する課税期間開始の日から登録日の前日である9月30日までは免税事業者であるため税込み経理をしつつ売上高の課税区分を分け、10月1日以降は、税込み経理で行うか、または税抜き経理に切り替えるか決定する必要があります。また、それぞれの処理に則した棚卸資産に係る消費税の調整が必要になります。

自社の経理をどう処理すべきかご検討されたい方はぜひランドマーク税理士法人へ御相談ください。





# ランドマーク便り

## メディア掲載情報

テレビ  
出演



**【テレビ】**  
6月29日(木)NHK総合の情報番組「ひるまほっと」に出演しました。  
番組コーナー：いまほん  
テーマ：『改訂2版 相続専門の税理士、父の相続を担当する』(放送エリア：関東甲信越)

過去2回、下記番組の「いまほん」コーナーでもご紹介いただきました。  
①2023年6月20日(火) NHK(東北)「もりすた」  
②2023年6月28日(水) NHK(秋田)「ニュースこまち」

ウェブ  
メディア



**【日本経済新聞電子版】**  
6月30日(金)  
日本経済新聞電子版「マンション相続税の新評価額、実際に計算してみると?」に弊社監修の相続税の計算方法が掲載されています。

**【日本経済新聞】**  
7月1日(土)日本経済新聞 朝刊2面「マンション相続税見直し」の記事にて、弊社代表税理士 清田のコメントが掲載されています。

新聞



## 9月 セミナー・税務無料相談会のご案内

### セミナー

#### 9月 不動産オーナーの相続税対策

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

9月27日(木) 14:00~15:00

新横浜会場  
TEL:045-350-5605

### 税務無料相談会 ※すべて14:00~16:00開催

9月21日(木)	丸の内会場 TEL:03-6269-9996	9月21日(木)	横浜駅前会場 TEL:045-755-3085	9月21日(木)	新松戸会場 TEL:047-702-7220
9月21日(木)	新宿会場 TEL:03-6709-8135	9月21日(木)	みなとみらい会場 TEL:045-263-9730	9月21日(木)	湘南台会場 TEL:0466-86-7025
9月21日(木)	池袋会場 TEL:03-5904-8730	9月21日(木)	武蔵小杉会場 TEL:044-281-3003	9月21日(木)	朝霞台会場 TEL:048-424-5691
9月21日(木)	町田会場 TEL:042-720-4300	9月21日(木)	大宮会場 TEL:048-776-9684		

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

## 清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

皆さまはホラーはお好きでしょうか。映画でも、ゲームでも、小説でも、ホラーが好きな人もいれば、受け付けられない人もいます。単純にいうと「恐怖を楽しむ」という行為ができるか、できないかという事になります。人はなぜ恐怖をエンターテインメントとして楽しめるのでしょうか? 2007年に発表された「人がなぜホラーを楽しむのか」という論文で3つの方向から考察されています。

1. 「Intensity based models: 終わった後が気持ちいいから、見終わった後にスッキリする」
2. 「Aftermath based model: 人によって怖さの感じ方が違い、怖さを感じにくい人が楽しむ」
3. 「co-activation model: 人間は不快感と同時

に快感を感じる」1番目はみなさんも体験されたことがあるのではないのでしょうか。お化け屋敷を出た後のあの爽快感です。2番目はただ恐怖に鈍感だから他のエンターテインメント同様に楽しめるということですね。面白いのは3番目。実は脳はいいものもいやなものもあまり区別しておらず、活性化することを目的としている面があります。「嬉しいでも怖いでもいいから刺激を!!」という感じでしょうか。能動的に楽しむホラーゲームは3番目の要素をふんだんに満たしているため、全世界で支持を得ているんでしょうね。

# 相続税の税務調査

## 慌てないために 押さえておきたい基礎知識

今回は  
金子守(国税OB)が  
お伝えします!



相続税の申告について税務調査が来ることもあったと聞きました。調査ではどのようなことを行い、何を聞かれるのでしょうか?

相続税の申告書を提出して一番心配なのは税務調査です。平成27年の相続税法の大幅改正以降、減少傾向で、令和元年度では「ほぼ10件に1件の割合」となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数が大幅に減少した令和2年度から令和3年度は申告書の提出134,275件のうち、6,317件(約21件に1件の割合)と調査割合は増加、追徴税額の合計も560億円(対前年度比116.2%)となり、増加しました。1件当たりの追徴税額は886万円となっています。多くの預貯金が頻りに動いている場合や、争いがあったときは調査の対象として選定される場合が多いようです。以下、相続税の税務調査について簡単に説明します。

# A

### 解説

## 1 税務調査とは

税務調査には**任意調査**と**強制調査**とがあり、任意調査に法的な拘束力はなく、現状調査や帳簿の調査が行われます。一方、強制調査には法的な拘束力があり、臨検、捜査、差し押さえ等がなされます。税務調査のほとんどは、前者の任意調査です。

## 2 一般的な税務調査の流れ

- 税理士法に定められている書面添付制度に基づく税務代理権限証書が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知が行われる前に、その税理士に対して、添付された書面の記載事項に関する**意見陳述の機会**が与えられます。(意見聴取制度)
- 意見聴取後、税務調査に移行という事になれば、原則として、納税者に対し**調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間**などの税務調査事前通知がされます。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知されます。

### 意見聴取の場の活用:

「税務調査の事前通知」前に、税理士から意見聴取したことにより、疑問点が解決し、それ以上調査の必要が無いと認められたときには、あえて帳簿調査に至らないことが多々あります。意見聴取後の流れで修正申告書を提出した一定の場合は、過小申告加算税(納付すべき税額の5~15%)が課されません。

- 税務調査の当日は朝10時から調査が始まり午後5時位までかかりますが、午前中に終了ということもあります。調査は2名の税務署職員が相続人の家に訪れ、午前中は**聞き取り調査**、午後は**通帳・権利書等重要書類の確認**を行うという流れが多いです。相続税の税務調査で質問される項目はおおむね決まっています。

## 税務調査の一日の流れ(通例)

- 午前中の聞き取り調査ではまず、被相続人の仕事、趣味、性格、入院歴、病気の状況、亡くなる前の判断能力、財産(主に預貯金)の管理者は誰だったのか、医療費はどこから出していたか、生活費はどのように捻出していたか、などの質問により「亡くなった方の財産が生前の収入に対して適正な額か」、「贈与税の申告もなく家族の名義になった財産はないか」が確認されます。
- 午後の現物調査では、被相続人が生前に財産(預貯金通帳、権利書等)を保管していた場所を確認します。今回は二次相続の場合(※1)には、一次相続で名義の書き換えをしているかどうか(「一次相続の時にその配偶者が相続したもの」が漏れていないかどうかの確認)を一次相続の際の相続税申告書と突き合わせ、特に預貯金について調べます。さらに被相続人からの贈与についての確認(金額、時期、申告の有無)、贈与後の通帳・証書の保管者、手持ち現金の状況を確認します。また、家に保管してある全ての印章の印影をとり(各印章の使用の確認)、通帳について家族全員分の金融機関・番号・残高・取引内容を確認します。その他、**縄延び(※2)**を調べるため土地の測量図が家に残っていないかなどを確認し、**現地を見に行くこと**もあります。

※1 一次相続とは、両親のどちらか片方が亡くなられて、配偶者と子供等が相続人になる相続をいいます。二次相続とは、「一次相続で相続人となった配偶者」が後日亡くなられた際の相続をいいます。  
※2 縄延びとは、登記簿上の土地面積より実測面積が大きいことをいいます。

## 3 税務調査で注目される預貯金の流れ

- 相続税の税務調査で一番問題になるのは**預貯金の取引内容**です。特に名義貯金の関係は詳しく調べられます。名義貯金というのは、亡くなった方の預貯金が、贈与の手続きを経ずに他の家族の名義になっているものです。税理士によっては、申告書作成時に被相続人の過去何年間かの預貯金の流れも確認します。特に大きい出金に関しては、どこへいったのか、亡くなった日現在でほかの家族の名義になっていないか等をよく調べます。税務署に相続税の申告書が提出されると、税務署の担当官が関係のありそうな全ての金融機関に、相続が発生した日現在の被相続人、相続人、家族の預貯金の残高と過去何年間かの預貯金の取引明細の問い合わせをします。
- 税務調査を終えて後日、税務署・納税者・税理士との間で問題点の調整後、税金を納める場合には修正申告書を提出します。また、戻る部分があれば、税務署が職権で還付の手続きを行うことになります。

**税務調査は預貯金の流れが最重要ポイントです。被相続人の生前の入出金についてしっかり把握し、贈与税の申告等の漏れがないか再度確認することが大切です。**

営業職  
必見!

# ゴルフの 心髄



## 第61時限 捨ててしまおう

よくゴルフスイングは身体全体の力を抜く、グリップも出来るだけソフトに柔らかく握る…etc

ゴルフプレイヤーなら当然のごとく分かりきっている事です。

それなのになぜ程良く出来ないのでしょうか？

今まで幾度となくスムーズなスイングをするために何を心がけたら良いのか、様々なドリルなりテーマに沿って試行錯誤をしてきました。

そしてある程度最終段階として(今のところは) だったら1度クラブを捨ててしまおう(手から離す)というのはどうでしょうか。

どうしてもクラブを握る力が抜けない人向けです。以下の手順で試してみてください。



① アドレス(セットアップ)は通常通り両脇を軽く締め、骨盤の回旋運動でテークバックを行います。



②③ クラブヘッドの底に接着剤がついて動かないというイメージでその場に残したままテークバックを始動します。クラブヘッドがボールから離れようとする直前でクラブを手元から捨てて(離して)しまう。この動きを2~3回繰り返し行ってほとんどグリップを握らないで捨てる位置を確認しておきます。



⑤⑥ 何度かクラブを捨てる動きの後、捨てていた位置から軽く両手、指先にグリップをひっかける又はつまみます。クラブシャフトが骨盤の回旋運動の反動で急激に手首が使われ、シャフトのしなり戻りでクラブヘッドが上方に引き上げられます。

★この一連の動きが腕力を使うことなく、スムーズにテークバックを起動させ、固いシャフトが十分にしなり、身体にまとわりつくような感覚が得られたらミッション完了です。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身  
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級